特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(平成20年度) 名 建設業労働災害防止協会 根拠法会名 労働災害防止日本法

法 人 名	建設業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害	坊止団	体法	(-	平成元年7月18	日民間法	(人化)
1. 法人の概 要			業	務	の概	要			
	本会は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的とする。								
	役・職員数	理事長等	理事	ŕ	監	事		職	員
	常勤	0人	1	人		1人	5 5 人		
	非常勤	1人	7 5	人		3人	8人		
2. 事業		平成20年度	平成19年	度	19年度 又に 19年度	ţ	(取組を行	っていな	化措置の取組の状況 い場合、補助金等割
(1)運営費、 補助金等		(A)	(B)		(A/B, A	7−B)	合が低下し	していない 	ハ場合、その理由)
	総収入額	52. 7億円	54.6	億円 億円		9億円	① 補助事業の 久恵業を目		止]率的な補助金の運用を
	補助金等収入額(①)	3.6億円	50.9			1億円	図った。	匹 し、 ※	子的な価助並の運用を
	事業による自己収入額(②) ①/②×100(%)	49.0億円		.3%		9億円	② 自主事業に 自主事業に	よる自己よる収入	収入の拡大等り増加に向け積極的な取
	経常的運営費用(③)		54. 6	·		9億円	組を 行ったも より収入増に	のの、社繋がらな	増加に向け積極的な取 会の経済情勢等の悪化 かった。
	①/③×100 (%)	6.8%		.8%		100%	③ その他		
	制度的独占となる事務・事業の	•	(有 (無)	. 0 /0		100 /0			
(2), (3) 制度的独 占の事務 ・事業	制度的独占となる事務・事業合、その事務・事業名及び理師	を行っている場	_	事業名)該当な	: L			
1. //	制度的独占となる事務・事業 合、当該事務・事業が法人の 業にとどまっている理由	(理 由) 該当なし							
	制度的独占となる事務・事業 合、法人の事務・事業全体が らないための所要の是正措置 行っていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内 容)							
	制度的独占となる事務・事業 合、独占の弊害克服措置の有 ていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内 容)							
	制度的には独占となっていな も、実態上独占となっているな	(内 容) 該当なし							
	制度的には独占となっていな も、実態上独占となっている 害を生まないための是正措置 行っていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内 容)							
(4)手数料等 の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・	(#)	手数イン	料等対価	iの額、 ットでの	算定根拠の の公表の有無	Les Ma	有 · 無
	名	※) 対価(の額			令等に	算 定 [基づく検定等につ	似拠	央定方法を付記)
			円 (決定者) (決定方法)						
	対価を徴収する事務・事業の区 経理の有無	有 •	無	収支公表	状況の~	ヘンター	ーネットでの		有 · 無
	対価を伴う自主事業の有無	有・	無	法人	における	純利益	注額		$\triangle 18, 158, 024$
(5)検査等の	法令	う等に基づく検3	く検査等の基準の内容					規定方法	
事務事業									
(6)外注の有	本来予定されている事務・事 の外注	業 有・	(<u>#</u>)	法人	の外注金	額		-	円
無	<u>外注しなければならない理由</u>			1					
	外注先選定に当たり、透明性 確保する仕組みの有無と内容	を (有・無) (内 容)							
(7)事務・事 業の公正 性の担保	事務・事業の公正性担保のた の措置の有無と内容(なけれ その理由)	ば (内 容) 決	・裁等により) 内部 等競争	チェック 入札を実	体制を 施し、	☆確保するとともし 公正性を確保し	こ、契約 <i>に</i> ている。	にあたっても、
措置	役職員に対し、公正性を担保 る上で必要と認められる職務 程等の有無と内容(なければ の理由)		Ī				寺義務)及び当協会		美規則

3. 機関	役員選任規程	星の有無	(有) ・	無	左の規程が	ない場合、	、その理由			
(1)役員(除 監査役員)	役員の定数		会長 1人 理事 70人以		上限と下限の幅	見の幅があ	る場合はそ		10人	
	役員の選任は公正かつ自主的な 方法によって行われているか		80人以内		て、総代会で			るため、公正かつ自主的に選任して		選任して
	役員の任期			2年	2年以外のその年数、	任期とし` 理由	ている場合、	(年数) (理由)		
	在任年齢に関	引する規定の有無	(有)・	無	規定の内容			原則として65歳まで		
	役職名	氏 名	当初就任年		前	職	前々	職	常勤・非常	
	会副	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平	28 日 27 日 30 日 27 日 30 日 27 日 18 日 18 日 19 日 22 日 19 日 22 日 23 日 24 日 22 日 23 日 24 日 25 日 27 日 28 日 28 日 27 日 28 日 27 日 28 日 27 日 28 日 27 日 28 日 27 日 28 日 28 日 27 日 28 日 28 日 27 日 28 日 28 日 27 日 28 日	中会中会常	害防止協	厚局 生 労 働 省	上海 道 労働	非 常 リーリーリーリーリーリーリーリー 常 リーリーリーリーリーリーリーリーリー	

	IJ	○ 野見山 恵弘	平成 18 年 7 月 3 日		国土交通省大臣官房総	,,,
	"	〇 松井 守夫	平成 10 年 7 月 15 日	生機構理事	括審議官	" "
	"	〇 上山 一吉	平成 17 年 7 月 1 日			IJ
	"	〇 石田 栄一	平成 19 年 3 月 16 日			<i>II</i>
))])	○ 浅野 宏 ○ 黒川 政春	平成 15 年 7 月 28 日 平成 20 年 5 月 23 日			II II
	"	○ 戸松 成	平成 15 年 5 月 22 日			II
	"	〇 本間 達三	平成 15 年 5 月 22 日			II.
	"	〇 堀内 利郎	平成 20 年 7 月 1 日	中央労働災害防止協 会総務部次長	厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課労働保 険徴収業務室長	
	IJ	〇 高橋 元	平成 19 年 5 月 23 日	健康福祉機構産業保	厚生労働省和歌山労働	ı,
))))	○ 松本 徹 ○ 矢崎 敏郎	平成 20 年 5 月 28 日 平成 20 年 5 月 28 日	健部長		II
	特定企業関係 比率及び理E	系者、所管官庁出身者	1	同一業界関係者又は の合計が1/2超の場	I 事務事業に係る同一業 場合、その比率と理由	界関係者と所管官庁出身者
	役員報酬の 支給基準の 有無	有・無	一般への閲覧提供	有・無	インターネットによる 公表	有・無
		役員報酬の支給基	準の内容		役員の退職金の決定	方法
	役員給与規	程の定めによる。		役員退職金規程の定	ご めによる。	
	役員会規程 の有無		の成立要件	山舟」を囲まの業別	役員会における議決	要件
	有・無	ければ、会議を開き できない。	里事の過半数が出席しなき、議事を決することが			
(2)監査役員	監査役員選信	壬規程の有無	有・無	選任規程がない場合	、その理由	
		選任は公正かつ自主的 って行われているか	的 役員は、定款に基づい 選任している。	ハて、総会・総代会~	で選任し、又は解任する	るため、公正克つ自主的に
	関係府省以外その理由	外の者及び外部の者を	2登用していない場合、	監査役	員が理事を兼ねている場	場合、その理由
	監査役員の信	壬期	2年	2年以外の任期とし その年数、理由	ている場合、 (年数) (理由)	
	在任年齢に関	関する規定の有無	有・ 無	規定の内容	原則とし	て65歳まで
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	監事	○ 鴻池 一季 一季 一 與 一 與 一 與 一 與 一 與 一 與 一 與 一 與 一 與 一 之 。 一 一 一 是 。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	平成7年9月1日 平成14年5月27日 平成17年5月31日 平成20年7月1日	林業・木材製造業労 働災害防止協会総務 部長	群馬労働局長	非常勤
	監査役員報 酬の支給基 準の有無	有· 無	一般への閲覧提供	有・無	インターネットによる 公表の有無	有・ 無
		監査役員報酬の支給	基準の内容		監査役員の退職金の決	定方法
	役員給与規	程の定めによる。		役員退職金規程の定	E めによる。	
(3)社団的性 格の法人		総会等の成立要件の	有無と内容		等における議決要件の	有無と内容
格の伝入 の総会等	(有・無) 4 (内 容) 名	有 会員の過半数が出席し 開き、議事を決するこ	しなければ、会議を ことができない。	(有・無) 有 (内 容) 出席した。 きには議 重要事項 する。	会員の議決権の過半数で 長の決するところによる は出席した会員の議決	で議事を決し、可否同数のと る。ただし、定款の変更等の 権の3分の2以上の多数で決
	法人の構成員	員が多数又は全国に間	対在している場合における	る、構成員の意思反映	確保の措置の有無と内容	〉 (ない場合は、その理由)
	47 都道府県 総会の議事	支部において、会員の において、書面をも	中から本部総代を選任す って表決をするか又は	てる。支部毎の総代の 議決権の行使を他の	員数は本部常任理事会で 者に委任した会員は、i	ご決定する。また、 総会の出席者とみなす。
(4)評議員	評議員	員会等における業務実	:績評価の実施状況	評議員会	等の構成員の公正な選	任の有無、内容
会等	評価機関とし	して参与会が業務実績	責評価を行う。 -	(有無)有 (内容)学識経験者	の中から理事会に諮り	会長が委嘱している。
	評議員会等の の有無	の構成員の役員兼任	有・無	役員を兼ねている場 (兼務の役員数/評	合、その構成比率 議員会等の構成員数×1	00)
		の構成員が役員を兼 場合、その理由				

				_				I	
	評議員選任規程	星の有無	有・	無差	Eの規程がな 	い場合	、その理由 		
	評議員定数		6人以上10人以	0	上限と下限の幅がある場合はそ D幅		4人		
	評議員任期		2年 2 2 そ		2年以外の任期としている場合、 その年数、理由				
	在任年齢に関す	する規定の有無	(有)・	無	見定の内容			70歳る	
		特定の企業又は	所管する官庁の	出身者及び	が同一の業界	関係者	が1/2超の場	·合、そ	の比率と理由
	(比率) 該当た (理由)	なし							
	評議員会規程	評議員	会の成立要件				評議員会に	こおける	る議決要件
	有,無	参与の過半数の出	席		出席参与の	過半数	で議決		
4.財務及び 会計	企業会計原則の	の適用の有無	有 •	(#)	その他法人る一般的か	の特性 つ標準的	に応じ適用し 的な会計基準	てい 名	特殊法人等会計処理基準
(1)会計基準 の適用	余裕金 (財産) な運用方法	の額及び具体的	(余裕金の額) (運用方法) 長	123,000千 長期性預金	円				
(2)余裕金の	長期借入金の有	 有無	有•	無	長期借入金	の返済詞	計画の有無		有 • 無
運用 (3)長期借入 金	長期借入金の7 内容	確実な返済計画の							
(4)引当金・ 特別法上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当金・特別法上の	当金等の額		引当金・特 していない	別法上の場合その	の引当金等の の理由) 	明細及	び増減状況の公表の有無(公表
の引当金 (5)公認会計 士監査	退職手当引当	ł職手当引当金 2.89億円							
上 篇. 组.	収支決算額 52.6億円 収支決算額が50億円以 実施の有無			50億円以上	上の法人における公認会計士監査の 有・無				
	公認会計士監い場合、その理	査を実施していな 里由							
5.株式の保 有等	公益法人、株式 出の有無	た会社等への基金拠	有 •	(#)	公益法人、 有無	株式会	社等への出資	の	有・無
(1)基金拠出 又は出資	法定の資金供 場合の基金拠と	給業務として行う 出等の有無	有•	無	財産の管理 基金拠出等	運用との有無	して行う場合	の	有・無
(2)事業報告 書への記 載状況	事業報告書への 記載内容(未記載 の場合その理由) 間接出資分を含め法人による出資比 率・議決権比率が20%以上のもの		る出資比 上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入 の割合が2/3以上となっているもの					
	名称								
	所在地								
	資本金								
	事業内容								
	役員の状況 従業員数								
	作業員数 持ち株比率								
	法人との関係								
6.情報公開			法人における 財務等に関す 5年間の備え	業務及び る資料の 付けの有	同資料の- 閲覧の有無				公表していない場合その理由
(1)法人にお ける業務 R び財務			無	無	(有) •	無	の有無 <u>(</u> 有) ・ st	無	
及び財務 等に対表 る公表			無 無	有	無無	\rightarrow	無		
	組合員等名簿		(有)· (看)·	無 無	有・	無無	$\overline{}$	#	
	事業報告書・降	付属説明書類	(有) ・	無	有・	無	\sim	#	
	損益計算書又は		有・	無	重 .	無	$\overline{}$	無	
	貸借対照表		有 ·	無	a ·	無	a · ∮	無	
	法律上作成が る財産目録及び	義務付けられてい び決算報告書	有 ·	無		無	a · ∮	! !!!	
	監事の意見書		(有) ・	無	 1	無	有・ 勃	! !!!	
	事業計画書		 个	無	有・	無	\sim	! !!!	
	収支予算書		有・	無	有・	無	有・	#	

(2)所管官庁 における		所管官庁における所管 法人の業務及び財務等 に関する資料の備え付	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理 由
業務及び 財務等に 関する公		けの有無			
関りる公 表	定款	有・無		有・無	
	役員名簿 組合員等名簿	有・無		有・無	
	型合員等名傳 	有)・無 有)・無		(有)・無 (有)・無	
	事業報っ音・附属就明音類 損益計算書又は収支計算書	有)・無		有・無	
	貸借対照表	1 無			
	法律上作成が義務付けられてい る財産目録及び決算報告書	旬 ・無		有 · 無	
	る財産日嫁及の次昇報告書 監事の意見書	旬 · 無		有・無	
	事業計画書	有)・無		有・無	
	収支予算書	有・無		(有) · 無	
		所管官庁における所管 法人に関する事項のイ ンターネットによる公 表の有無	公表していない 場合その理由	所管法人のホーム パージへの簡便な	無い場合、その理由 (一部のみ 実施の場合も含む)
		(有)・無		(有)・無	
	所管する部局(担当局担当課等)	(有)・無		有・無	
	の名称 主たる事務所の所在地及び電話	(有) ・ 無		有・無	
	番号 	有・無		有・無	
				\sim	
	代表者の職名及び氏名	(有) · 無		有・無	
	主な目的及び事業	(有)・無		有・無	
(3)所管官庁 における	最新の業務及び財務等に関する資	料	有・無		
ホームページ掲載	制度的又は実態的に独占となっている法人について、当該事務・事			該当なし	
	補助金等の交付を受けている法人 の名称及び金額、交付対象事業の の金額及び年間収入に対する割合	について、当該補助金等 内容並びに補助金等全体	有· 無		
(4)退職公務 員等の状	役員に就いている退職公務員の状	況についての公表の有無	有・無		
関等の状況の公表	公表している主	<u></u>		公表していない場	 合、その理由
	役職、氏名、就任年月日、経歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先 公務員及び当該法人の退職者の状	の役員に就いている退職 況についての公表の有無	有 ・ 無		
	公表している主	 な項目		L 公表していない場	 合、その理由
		T	 指道歐超其淮△σ) 適合を引き続き継	・続
7. 基準の運用に当たって所省に水	基準に基づく指 導監督の実施の 有無 有・無	指導監督の実績及びそ の主な内容	田寺皿目	∠ MB ロ で 71 c kVC c kV	і ηуц ҭ ′v み ノ ӀH 守
められる 措置等	指導監督の状況 及び指導監督結 果の公表の有無 有・無				
(1)指導監督 の実績等	基準 7 (1) のただ し書き該当法人 に対する法人の _有 ・ 無	指導監督の実績及びそ			
	に 対 に 対 に 対 に 大 に 大 た に 大 た た に が は に が は に に に に に に に に に に に に に	の内容			
	基準 7 (1)のただ し書きる法人の 特性を踏まえた 特性を踏まる状況 大海 大沢 大海 大沢 大海 大沢 大海 大沢 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川				
(2)所管法人 の事務事 業の見直	所管官庁による 法人の事務・事業 の見直しの有無	無い場合、その理由			

の公表の有無 (4) 無 無い場合、その即由 まくなのでは、	当該員:	直し結果()		
では、	の公表の	の有無(有)・無	無い場合、その理由	
事務・事業自体の必要性	づく検え でによっ でによっ 認べの	:査関連制	無い場合、その理由	
東を活		主教 主张点化页以再出	<u></u> 有・無	
見直し 法人が制度的に独立となる事務・事業を行っているの。	\sim 3	事務・事業を当該法人に行 わせることの必要性(特に	含めた所要の措置の実施の	をののの有・無の対理の対理をののでは、一般の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
認への移行の可能性 その他 有・無	見退し	伝入が制度的に独占となる事務・事業を行っている 場合、制度的独占の継続の	有 • 無	有 • 無
		法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確 認への移行の可能性	有 · 無	有 • 無
主務大臣として、指導監督上留意している事項(国会、マスコミ等での指摘事項)		その他	有 · 無	有 • 無
		主 終 大 臣 と)		(国会 マスコミ等での指摘事項)